

## 介護保険施設における食事の評価について

- 介護保険施設における食事の提供における費用の額は、食事の提供に要する平均的な費用を勘案して、3施設共通で設定することとしている。
- 食事の提供における費用の額については、介護保険法では地域差を設けず、全国共通で定めることとしているため、円表示で行うことが適当と考えられる。

### ※食事の提供における費用の額の骨格案

<b>基本食事サービス費</b>	〇〇円/日
主な基準	
・管理栄養士の配置 *1	
・適切な栄養量となっていること	
・適時の食事の提供 *2	
・適温の食事の提供 *2	
-----	
*1	
①栄養士のみの配置の場合	〇〇円/日減額
②管理栄養士及び栄養士が配置されていない場合	△△円/日減額

<b>特別食加算</b>	〇〇円/日
主な基準	
・医師の発行する食事せんに基づく特別食	

\*2 適時・適温ができていない場合には、管理栄養士がいる場合であっても、栄養士のみの配置されている場合と同じ点数を算定することとする。